郡山市議会公明党

支 出 調 書

代表者	経理責任者	起案者

_	五								-	7135
i e	区	分		事由	費	目 •		額		小 計
400	一木	TH. 2	它 排	行政視察 (名古屋市・尼崎市・島田市)	交通費	旅費		自動車燃料費		9565 98.00 48.00
可用	宜	47T 5	ī 貨	(名古屋市・尼崎市・島田市)	資料作成費	調查委託費	95650	振込料		(丰富)
					会場費	講師謝金		出席者負担金・会費		-
2 研		修	費		交通費	旅費	18.	自動車燃料費		
					資料作成費	食糧費		振込料		
					会場費	交通費		自動車燃料費		
		±n	phia.		資料作成費	広報誌 (紙)		報告書等印刷費		
広	8 1	報	費		送料 (折込料含む)	ウェブページ掲載代		茶菓子代		
					振込料			11. 12. 1		
1	A	ur.le	-110		会場費	交通費		自動車燃料費		
広		聴	費		資料作成費	茶菓子代		振込料		
785		t kib ser	वट्डा. संस		交通費	旅費		自動車燃料費		
安	請・阪	札 1南沿	"虭資"		資料作成費	振込料				
		雜	动		会場費	交通費		自動車燃料費		
会		議	費	1	資料作成費	振込料				
y y	MM-	I/c -	· #4		印刷製本費	翻訳料		筆耕料		
便	料	TF A	X 質		振込料					
Yhe	det	nste -	alds.		法規追録代	参考図書代		新聞雑誌等購読料		
負	料	期 /	(資		有料データベース等利用料	振込料				
人		件	費		賃金	社会保険料等		振込料		
efa	3/4	20	zila.		備品購入費	事務機器等リース代		消耗品等事務費		
事	195	所	費		印刷代	振込料		配送手数料		
通	信運掘	般・目	動		電話料等 (按分)	郵便料等		自動車燃料費(按分)		
車	燃料到	費			その他					
1	吏 月	月者	î	山根 悟 ⑩ 支出年月	昭 78年 4月 11	日 現金出納簿 支出番号	1	合 計	95650	99,650 円

出張(調査等)申請書兼旅費請求書

	/
支出悉县	/
人田田 7	_/_

会派会長様

申請代表者氏名 山根 悟 ⑩

下記の用務により出張 (調査等) したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。

記

請求金額	95650F	95650 円(1人あたり 99,650 円) ※別紙、旅費計算書のとおり
目 的	先進地の行政視察	
用 務 先	① 名古屋市 (名古屋市重症心身障がいる)② 尼崎市 (子ども家庭相談支援体制要③ 島田市 (廃校の利活用について)	
内 容	① 重症心身障がい者施設の見学と施設概② スクールソーシャルワーカーの整備は ③ 廃校を活用した都市住民等との交流	犬況等について
期間	平成28年 4月 18日 ~ 平	成28年 4月 20日(2泊 3日)
行 程	別紙の通り	
	・山根 悟	i.
	6	•
出張(調査等)者		•
氏 名	•	•
	J. 4	e L
	13	•
特記事項		

上記のとおり	出張(調査等)を許可します。	
会派会長	経理責任者	受理日 1-128年4月11日
00	(A)	許可日 428年4月//
島	(野)	支出日 128年4月11日

上記金額を受領しました。

平成28年 4月 11日

申請代表者氏名 山根 悟 ⑩

平成28年度 郡山市議会公明党 行政調査行程表 1 行 程 □ 1日目:4月18日(月) 【愛知県名古屋市】名古屋市重症心身障害児者施設「ティンクルなごや」 9:02 10:24 10:33 12:17 12:34 12:39 12:45 12:50 JR新幹線 750055 名古屋駅 名古屋市営 久屋大通駅 JR新幹線 名古屋市営 東京駅 黒川駅 やまびこ126号 ひかり509号 名城線右回り 桜連線・徳重行 市投所·大餐根方面 13:30 15:30 タクシー ティンクル 宿泊先 なごや □ 2日目:4月19日(火) 【兵庫県尼崎市】子ども家庭相談支援体制整備事業(スクールソーシャルワーク) 9:05 9:11 9:14 9:19 9:29 10:20 10:29 名古屋市営 名城線左回り 久屋大通駅 名古屋市営 名古屋駅 JR新幹線 新大阪駅 黒川駅 宿泊先 桜通線・ 栄・金山方面 中村区役所行 10:48 10:52 10:33 10:40 10:53 11:00 12:00 J R京都線 徒歩 阪神本線 阪神本線 徒歩 あまJob 梅田駅 尼崎駅 出屋敷駅 大阪駅 約3分 須磨行 急行·西宮行 高速神戸行 約3分 ステーション 15:30 16:30 タクシー 尼崎市役所 宿泊先 約10分 □ 3日目:4月20日(水) 【静岡県島田市】廃校を活用した都市住民等との交流事業 9:14 9:18 9:11 9:29 9:40 11:05 11:09 J R神戸線 JR神戸線 JR新幹線 宿泊先 立花駅 尼崎駅 新大阪駅 浜松駅 快速・米原行 ひかり462号 放出行 11:53 12:30 13:30 15:30 16:30 17:06 17:33 17:37 18:40 19:16 送迎 JR東海道本線 送迎 JR新幹線 山村都市交流 JR東海道本線 静岡駅 島田駅 島田駅 東京駅 興津行 約1時間 センターささま 約1時間 熱海行 ひかり474号 20:37 JR新幹線 郡山駅 やまびこ157号 3名 2人員 3 調査内容 〇平成28年4月18日(月) 13:30~15:30 田川正治 議員 名古屋市重症心身障害者施設「ティンクルなごや」について (「クオリティライフ21城北」内) 伹野 光夫 議員 〇平成28年4月19日(火) 山根 悟 議員 ・11:00~12:00 「あまJobステーション」 ・15:30~16:30 尼崎市役所 子ども家庭相談支援体制整備事業(スクールソーシャルワーク)について 〇平成28年4月20日(水) 13:30~15:30 廃校を活用した都市住民等との交流事業について (「島田市山村都市交流センターささま」) 4 連絡先等 〇名古屋市会事務局 ○「ティンクルなごや」【事務部長 羽山(はやま)様】 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1-1 愛知県名古屋市北区平手町一丁目1-5 電話052-972-2083 電話052-916-0333 ○「あまJobステーション」 〇尼崎市議会事務局 総務課 兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183以1/1/3階 兵庫県尼崎市東七松町一丁目23-1 電話06-6489-6112 電話06-6430-7635 〇島田市議会事務局 〇「島田市山村都市交流センターささま」

静岡県島田市中央町1-1 電話0547-36-7205

静岡県島田市川根町笹間上394 電話0547-54-0661

行政調査旅費計算書

会派名 : 郡山市議会公明党

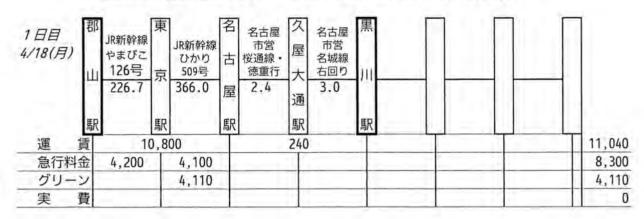
参加議員 : 田川 正治、伹野 光夫、山根 悟

日程 : 平成28年4月18日(月)~4月20日(水)

行先 : ティンクルなごや (愛知県名古屋市北区平手町一丁目1-5)

尼崎市役所(兵庫県尼崎市東七松町一丁目23-1)

島田市山村都市交流センターささま(静岡県島田市川根町笹間上394)



2日目 4/19(火)	黒	名古屋 市営 名城線 左回り	久屋大	名古屋 市営 桜通線	名古	JRのぞみ 301号 新大阪行	新大	JR京都線 須磨行	大阪		梅田田	阪神 本線 急行・ 西宮行	尼崎	阪神 本線 ・高速 神戸行	出屋	
	駅	3.0	八通駅	2.4	屋駅	186.6	阪駅	3.8	駅	徒歩	駅	8.9	駅	1.2	敷駅	
運	賃		240				*						240			480
急行料	金					2,690										2,690
グリー	ン					2,750										2,750
実	費										i i	-				0

※は前日の乗車券を引き続き使用

3日目 4/20(水)	立花	JR神戸線	尼,崎	JR神戸線 快速・	新大阪	JR新幹線 ひかり 462号 295.5	浜松	JR 東海道 本線・ 興津行 49.3	島田田	JR 東海道 本線・ 熱海行 27.6	静岡	JR新幹線 ひかり	東京	JR新幹線 やまびこ 157号 226.7	郡山	
	駅		駅		駅		駅		駅		駅		駅		駅	
運	賃							10,800	Ξ							10,800
急行料	金					3,340						2,480		4,20	0	10,020
グリー	ン				1	4,110						2,750				6,860
実	費															0

交通費	57,050	57,050
日当	3,000 ×	3 = 9,000
宿泊費	14,800 ×	2泊 = 29,600
合 計	-	95,650円

出張 (調査等) 報告書兼旅費精算書

	1
支出番号	/

会派会長様

下記のとおり出張(調査等)したので報告するとともに、受領した旅費を精算(返納)いたします。

出張 (調査等) 議員名

・山根 悟	
•	(1)
•	(1)
	(II)
•	(II)
	(D)

•	
	(P)
	(B)
	Ø
Ç.	Ø
	(B)

記

期		間	平成 28 年 4 月 18 日 ~ 平成 28 年 4 月 20 日 (2 泊 3 日)
目		的	先進地の行政視察
,			① 名古屋市 (名古屋市重症心身障がい者施設について)
用	務	先	②尼崎市 (子ども家庭相談支援体制整備事業について等)
			③島田市 (廃校の利活用について)
行		程	別紙行程表のとおり
内容	及び (成果	別添の報告書のとおり
旅引	費精	算	受領額

上記のとお	り出張(調査等)	の内容を確認するとともに、料	青算を	受け	ました。	
会派会長	経理責任者	受	理	日	1-128	年4月22日
PE	AEN.	確	認	日	HZB	年4月22日
	(藝)	精	算	日	H28	年4月22日

※添付書類: 行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書(写)、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

平成28年度 郡山市議会公明党 行政調査行程表 1 行 程 □ 1日目:4月18日(月) 【愛知県名古屋市】名古屋市重症心身障害児者施設「ティンクルなごや」 9:02 10:24 10:33 12:17 12:34 12:39 12:45 12:50 J R 新幹線 名古屋駅 名古屋市営 久屋大通駅 JR新幹線 名古屋市営 東京駅 黒川駅 やまびこ126号 ひかり509号 桜通線・徳重行 名城線右回り 市役所·大值根方面 13:30 15:30 ティンクル タクシー 宿泊先 なごや □ 2日目:4月19日(火) 【兵庫県尼崎市】子ども家庭相談支援体制整備事業(スクールソーシャルワーク) 9:05 9:11 9:14 9:19 9:29 10:20 10:29 名古屋市営 名城線左回り 久屋大通駅 名古屋市営 名古屋駅 JR新幹線 新大阪駅 である301号 新大阪駅 宿泊先 黒川駅 栄・金山方面 中村区役所行 10:33 10:48 10:52 10:40 10:53 11:00 12:00 徒歩 J R京都線 徒歩 阪神本線 阪神本線「 あまJob 梅田駅 尼崎駅 出屋敷駅 大阪駅 約3分 須磨行 高速神戸行 ステーション 急行·西宮行 約3分 15:30 16:30 タクシー 尼崎市役所 宿泊先 約10分 □ 3日目:4月20日(水) 【静岡県島田市】廃校を活用した都市住民等との交流事業 9:14 9:18 9:29 9:11 9:40 11:05 11:09 JR神戸線 快速・米原行 新大阪駅 JR新幹線 ひかり462号 J R神戸線 立花駅 尼崎駅 宿泊先 浜松駅 快速・米原行 放出行 11:53 12:30 15:30 16:30 17:37 13:30 17:06 17:33 18:40 19:16 J R東海道本線 送迎 送迎 JR新幹線 山村都市交流 J R東海道本線 島田駅 島田駅 東京駅 興津行 約1時間 約1時間 センターささま 熱海行 ひかり474号 20:37 J R新幹線 郡山駅 やまびこ157号 2 人 員 3名 3 調查内容 〇平成28年4月18日(月) 13:30~15:30 田川 正治 議員 名古屋市重症心身障害者施設「ティンクルなごや」について (「クオリティライフ21城北」内) 伹野 光夫 議員 〇平成28年4月19日(火) 山根 悟 議員 ・11:00~12:00 「あまJobステーション」 •15:30~16:30 尼崎市役所 子ども家庭相談支援体制整備事業(スクールソーシャルワーク)について 〇平成28年4月20日(水) 13:30~15:30 廃校を活用した都市住民等との交流事業について (「島田市山村都市交流センターささま」) 4 連絡先等 〇名古屋市会事務局 〇「ティンクルなごや」【事務部長 羽山(はやま)様】 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1-1 愛知県名古屋市北区平手町一丁目1-5 電話052-972-2083 電話052-916-0333

○「あまJobステーション」兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183以1ル3階

電話06-6430-7635

〇島田市議会事務局 静岡県島田市中央町1-1 電話0547-36-7205

- 〇尼崎市議会事務局 総務課 兵庫県尼崎市東七松町一丁目23-1 電話06-6489-6112
- 〇「島田市山村都市交流センターささま」 静岡県島田市川根町笹間上394 電話0547-54-0661

名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや

1 施設概要

施設概要			
施設名	名古屋市重症心身障害児者施設(愛称:ティンクルなごや)		
設置者	名古屋市		
設置場所	名古屋市北区平手町1丁目1番地の5 (クオリティライフ21城北内)		
運営主体	社会福祉法人むつみ福祉会(指定管理者)		
指定期間	平成27年4月1日~平成37年3月31日		
施設種別	医療型障害児入所施設 (障害児入所支援) 【児童福祉法第42条】 障害福祉サービス事業所 (療養介護・短期入所) 【障害者総合支		
	援法第5条】		
定員	90人(空床利用による短期入所10人を含む。)		
対 象 者 職員体制 (28.4.1現在)	市内在住、または本市が入所決定をして市外施設に入所している方で、医療的ケアに加え常時の介護を必要とするなど、在宅での生活が困難な重症心身障害児者 ※重症心身障害児者とは次のいずれかの条件を満たす方 ①愛護手帳が1度または2度で、かつ身体障害者手帳の肢体不自由(下肢、体幹または脳原性による移動機能障害)の程度が1級または2級の方 ②児童相談所から重症心身障害児者として認定を受けた方 医師(常勤2人、非常勤7人) 看護師(常勤49人) 生活支援員(常勤34人) 栄養士(常勤1人、非常勤1人) 薬剤師(常勤2人) アア等リハビリスタッフ(常勤4人)		
(20.4.150)1.)	事務員(常勤7人、非常勤1人) 等 DT-ST		
敷地面積	47, 377. 59㎡のうち5, 690. 27㎡ ソーシング		
施設規模	構 造:鉄筋コンクリート造3階建 建築面積:2,787.56㎡ 延床面積:7,026.13㎡ (駐車場等727.75㎡を含む。)		
施設内容	1階 管理室、相談室、調理室、多目的室、交流ホール、家族交流室、ボランティア室、歯科医療センター、駐車場27台 等 2階 居室(1床室6室、2床室4室、4床室4室)、浴室、デイルーム、診察室、薬剤室、X線撮影室、訓練室、スヌーズレン室、学校教室、家族宿泊室 等 3階 居室(1床室12室、2床室8室、4床室8室)、浴室、デイルーム等		

JA1290

7

3 to 62 # . 70

的人工的扩大新的整态设备。

2 経過

平成12年度

名古屋新世紀計画2010で施設の整備を明記

平成16年度

クオリティライフ城北21全体構想策定

平成19年度

整備検討会

平成22年度

整備調査

平成23~24年度

設計

平成24年度

条例制定·公布※

※名古屋市重症心身障害児者施設条例(平成25年3月29日公布)

名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則(平成25年6月21日公布

平成25年度

指定管理者選定、建設工事着手(12月6日)

平成26年度

開設準備、備品整備、建設工事完了(2月27日)

平成27年度

開設 (4月1日)

入所者受入開始(5月11日)

3 事業費

(1) 設計費 47,586,000円

(2)整備費 2,714,108,593円

(内訳)

工事 2,375,052,301円

初度備品・消耗品等 339,056,292円

(3) 施設運営費予算

(単位:円)

年度	収 入	支出(指定管理料)
27	308, 097, 000	812, 353, 000
28	761, 909, 000	1, 034, 279, 000

ウエルネスガーデンの概要

QI 21全体図



平成27年10月 全面オープンレました。

●10月10日(土)は、QL21城北ワークショップ、ティンクルなご やとともにオープニングイベントを開催しました。





健康づくり講座(健康増進課主催事業)

●名古屋市健康福祉局健康増進課では、ウエルネスガーデンを活用して 健康づくり講座を開催しています。





講座以外でも、市民の毎日の健康づくり、交流の場として開放。 保健所事業や健康カレッジ、地域のグループ自主的な活動の場として もご利用できます。

※イベント・スポーツ大会等で広場の一部を独占利用する場合は 事前に市の承認が必要となります。

詳細図 ティンクルなごや センタールーフ 屋根付の運動広場(照明設備あり) (ゴムチップ。舗装、ステップ。運動用枠へ。イント、 往復持久走用の20m間隔のライン) ウォーキソク・コース沿しいご平均。 ベンチ等を配置した休憩スペース ・各施設をつなぐ通路 背伸ばし 交流広場 交流広場 自由に遊べる芝生広場 ・ 秒単位まで表示でき 健康の斤 るデジタル時計 文部科学省の「新体力テス バス・タクシ ト」の測定器具 乗り場 【測定項目】 握力 (ぶらさがり) 上体起こし 長座体前屈 開眼片足立ち 1 Om障害物歩行 6分間歩行(ウォーキングコース) 敷地を周回する手摺

ウォーキングコース

- ・足腰に優しい舗装(弾性アスファルト舗装)
- 体力に合わせたコース設定が可能 (1周250m)
- ・距離標を明示(ペイント) (時計付近をOmに設定)





体力測定器具

5 炒入 (既存緑地帯と同

程度):の瞬度を確保...

築山 ・階段、高低差を利用した 高負荷の運動に利用 (高さ約3m)

尼斯了 平成21年12月18日公布·施行

子どもの育ち支援条例



子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。 私たちのまちのすべての子どもが、個性豊かに伸びやかに育ち、 ずっと笑顔でいられることは、すべての市民の願いです。 尼崎市では、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指して、 この条例をつくりました。

私たちができることを一緒に考え、取り組んでいきましょう。

すべての子どもが健やかに育つ 社会の実現を目指して

子どもが、さまざまな責任を果たせる大人に成長するには・・ 成長過程で、子どもの人権が大切にされていることや、 さまざまな人とかかわりをもつこと、さまざまな経験をすることが大切です。

子どもの人権って何?

「児童の権利に関する条約」から要約

生まれたときから、すべての子どもがもっている次のような権利をいいます

性別や国のちがい、障害があるかないかなどで差別されないこと

あらゆる虐待、暴力など から守られること

病気や、けがをしたときに、 治療が受けられること

心やからだの健やかな成長に必要 な生活を送ることができること

障害のある子どもは、特に守られること

プライバシーが守られること、他の人から誇りが傷つけられないこと

考えることや信じることに自由があること

教育が受けられること

心やからだを休ませることや、年齢にふさわしい遊びができること 文化・芸術活動などに参加できる こと

> 自分にかかわることについて自由に意見が言えること 意見は年齢や成長に応じて考慮されること

いろいろな情報や考えを自由に伝 えたり得たりできること

(※社会のルールを守り、他の人に迷惑をかけてはいけません)

他の人たちとグループを自由につくったり、 参加したりできること

(※社会のルールを守り、他の人に迷惑をかけてはいけません)

など…

自分に権利があるのと同じように、他の人にも権利があります 自分がされていやなことは、他の人もいやなことではないでしょうか? みんなが幸せになるために

お互いの権利を大切にして、社会のルールを守ることが必要です



子どもの人権を大切にすることは、子どもをかけがえのない存在として認めることです。 大人には、子どもの成長にとってよくないことや他の人に迷惑をかける行為があるとき は、子どもと対話して、社会のルールやマナーなどを教える責任があります。

条例の前文

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にする心、他者を尊重する心、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならず、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識 こまた、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合って、信頼関係を築くことが大切です。そして、 大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任 を果たすことができるように育てる責任があります。

私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

子どもの育ちを支える基本理念

子どもの人権を尊重することを基本に、子どもの育ちを社会全体で支えます

子どもにとっての 最善の利益を 考える 子どもの主体性を はぐくむ 大人が協力して 子どもが健やかに 育つ環境を つくる

福祉、保健、教育 分野などが 連携する



大人が子どもにかかわるときには「子どもにとって最もよいこと」を判断する必要があります。この場合、子どもの意見や気持ちを聴いたうえで判断することが大切です。 このプロセスを経ることが、子どもの健やかな成長や社会的な自立へとつながります。

尼崎市の取組み

福祉分野

保健分野

教育分野

青少年育成 分野

その他の 分野

支援が必要な子ど もを専門機関が連携して支援します

地域で子どもを育 てる活動などが活 発になり、地域の人 たちがつながって いけるように支援 します 条例以外の 仕組み による取組み

子どもに 関する施策

子どもの育ちを 支える仕組み※ による取組み

計画をつくり、子どもが健やかに育っための取組みを総合的に進めます

A39

※子どもの育ちを支える仕組みについては、平成22年4月1日施行

なぜ条例をつくったの?

近年、子どもの育ちに関して、次のような課題があります。

①子育てに不安や負担を感じる家庭が増え、家庭の子育てを支える地域の力も弱くなっている

②子どもの豊かな人間性や社会性などをはぐくむ機会が地域の中で減っている

③児童虐待やいじめ、不登校、非行などの要因が複雑になっている

このような課題に、尼崎市全体で取り組んでいくための条例をつくりました。

条例にでてくる言葉の意味は?

子ども

18歳になった最初の3 月31日までの人で、市 内に住んでいるか、子ど も施設に在籍している か、市内で働いている人 をいいます

児童の権利に 関する条約

世界中のすべての子ども たちが基本的人権と人間 の尊厳を持つことを願っ て、1989年に国際連合で 採択された国際条約 日本は、1994年に確認し 同意しました

子ども施設

保育所や幼稚園、学校な ど子どもが集団生活を通 じて学び育つ施設で、市 内にあるものか、市外に あるもので市が設置した ものをいいます

支援が必要な 子ども

虐待やいじめ、不登校な ど、悩みや問題を抱えて いる子どもや、その可能 性が高い状態の子ども をいいます



大人の役割

つながりを深めて、主体的に取り組みます



子どもにとって一番身近で 大切な人です

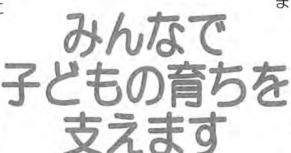
家族と一緒に、子どもの心やからだが安 らぐような家庭づくりに努めます

子どもの生活習慣を育て、子どもとしっかり向き合うように 努めます 性や社会性をはぐくむ場です

子どもが安心して暮らせる地域をつくり、必要に応じて、保護者の子育てを支援することに努めます

地域住民

地域は、子どもの豊かな人間



事業者

地域での社会貢献が期待されています

地域で子どもを育てる活動や子 どもの社会参加活動などへの協 力に努めます

子どもが安心して暮らせる地域 づくりへの協力に努めます

子ども施設

子どもの豊かな人間性や社会性をはぐくむ集団生活の場です

っ、ごもの成長にあわせて、考える 力などを育てることに努めます 虐待やいじめ、不登校などで困っ ている子どもを早く発見し、支援 することに努めます

尼崎市の取組み

子どもが健やかに育つための取組みを総合的に進め、大人たちが協力して子どもの育ちを支えられるように働きかけます

子どもの主体性をはぐくむために

大人の責務

子どもの人格を尊重して 子どもの声を聴いて 社会的な自立に向けた学びや行動を支えます



子どもが努力するこ

〇他の人を大切にして、思いやりの心を持ちましょう

O社会のルールを守りましょう

Oさまざまな人とのかかわりを大切にして、自分で考え 行動する力を高めましょう



おわりに・・・

子どもが成長し大人になるには、長い年月がかかります。今の子どもの育ちは、 10年後、20年後の尼崎市のまちづくりにつながっています。

子どもを取り巻く私たち自身が、この条例の理念について理解を深め、お互いに つながりを深めながら、子どもたちの未来を見据えた第一歩を踏み出しましょう。



電話相談窓口

ひとりで悩んでいませんか…?まわりに困っている人はいませんか…? 心配なこと、困っていることがあれば、一緒に考えてくれる人がいます。 相談してみましょう。



家族との関係・子どもの虐待・非行などに関して

こども家庭相談 (尼崎市家庭児童相談室)

月~金(祝日除く) 9時~17時30分

06-6489-6921

西宮こども家庭センター相談

(兵庫県児童相談所)

月~金(祝日除く) 9時~17時

0798-71-4670

児童相談所全国共通ダイヤル (厚生労働省)

189

子どもの虐待に関して

児童虐待防止 24 時間ホットライン

(兵庫県児童相談所)

0798-74-9119

いじめ・不登校などに関して

教育相談 (尼崎市教育委員会)

月~金(祝日除く) 9 時~17 時 30 分

06-6429-7564

子どもの非行・交友などに関して

尼崎少年サポートセンター相談

(兵庫県警察本部)

月~金(祝日除く) 9時~17時30分

06-6427-4651

いじめ・学校生活・友だちとの関係などに関して

24 時間いじめ相談ダイヤル (文部科学省)

0120-0-78310

ひょうごっ子悩み(いじめ)相談

(兵庫県教育委員会)

(兵庫県教育委員会)

毎日 9時~21時

0120-783-111

夜間教育相談窓口 (兵庫県教育委員会)

毎日 21 時~翌9時

0795-42-6559

ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

月~土(祝日除() 14 時~19 時

06-4868-3395

少年相談室(ヤングトーク) (兵庫県警察本部)

月~金(祝日除く) 9時~17時30分

0120-786-109

子どもの人権に関して

子どもの人権110番 (法務省)

月~金(祝日除く) 8時30分~17時15分 0120-007-110

平成22年3月発行

編集:尼崎市 こども青少年本部事務局 こども政策課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 TEL:06-6489-6341 FAX:06-6489-6373

HP: http://www.city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市子どもの育ち支援条例

平21.5 (25.5) 136元 (3) 136元 (3) 136元 (3)

40万人、新阳n 天心局心。 ·地域230=产产如付加工。安保2000年16、水域230=产产加付加工。 . 地域の下しか?

条例制定の背景(尼崎市の現状)

子ども・家庭

子どもも、保護者も、「適切な支援」につながっていない可能性

- 県下でも多い虐待の相談件数
- 全国平均と比べて高い不登校の割合(中学)
- 福祉的ケアが必要な家庭の増加

部の子どもの近年の傾向

- 虐待の疑い 様々な理由で学校に来れない
- 問題行動(いじめ、非行など)
- 精神的に不安定 意欲がない

部の家庭の近年の傾向

- 子育て不安・過剰な責任感・様々な悩み・ストレス
- 人間関係づくりが苦手
- 子育てスキルの学びが十分でない

子ども施設

保育所·幼稚園·

困難事例には、子ども施設や各分野・機関だけでは対応に限界

- 虐待、不登校などの背景に、家庭や社会の要因が複雑に絡んでいる事例の増加
- 同じ事例でも、各分野・機関でバラバラに対応
- 特に、家庭環境などに要因がある場合、学校だけでは対応が困難

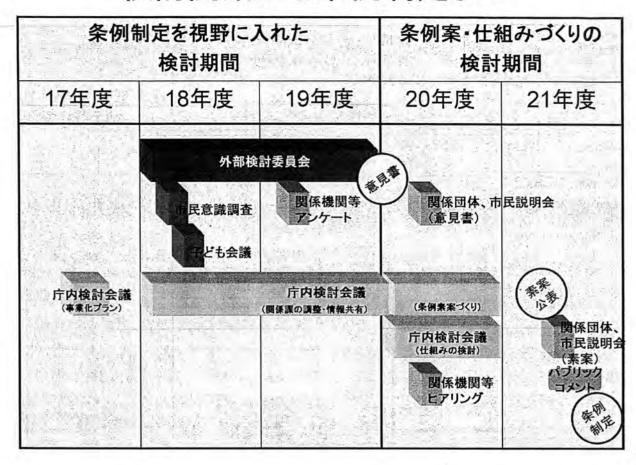
地域

つながりが薄れ、地域の子育て機能が低下

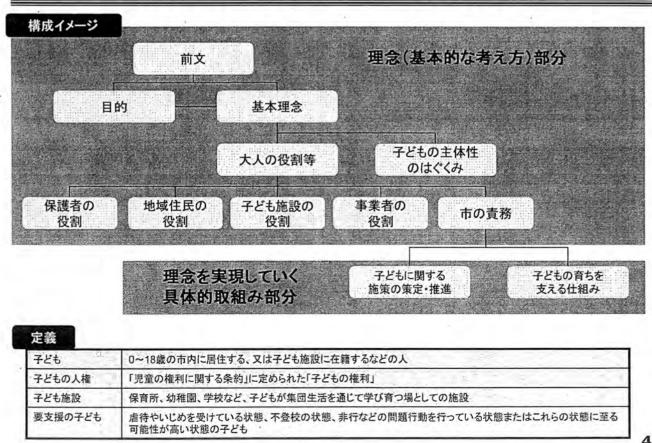
子どもの豊かな人間性、社会性を育む機会の減少

- 地域の大人と子どもが接する機会の減少
- 地域活動に参加しない子育て家庭の増加
- 地域へ新たに入ってきた子育て家庭は地域になじみにくい
- 地域活動の役員などの担い手不足
- 組織・団体等も、お互いの活動がよく見えていない

検討開始から条例制定まで



条例の構成イメージ・言葉の定義



目的と基本理念

目的

子どもの人権尊重を基本とした子どもの育成 (様々な責任を果たせる大人への成長支援)に関し、必要な事項を定め、 すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与する

長期的視点に立つ人づくり

そのために・・・

地域社会の構成員が、つながりを前提に、それぞれの役割のもとに取り組む

基本理念

子どもの人権を尊重することを基本とし、子どもの育ちを地域社会全体で支える

子どもの年齢・成長に応じた意見の尊重 ・最善の利益の考慮

「学び育つ力」の伸長・ 「主体的に考え行動する力」のはぐくみ 大人たちの主体的取組み・連携による 子どもの健やか育ちのための環境づくり

> 福祉、保健、教育などの分野での 総合的な取組み

> > 5

大人の役割等

役割と連携

	大人	主な特徴(他では担えない)
7	保護者	・第一義的責任 ・育ちの基盤としての家庭環境づくり ・乳幼児期からの日常的関わり
日常的	地域住民	・安全に、安心して生活できる地域環境づくり ・家庭の子育てを補う機能 ・家族以外の大人としての関わり
-	子ども施設	・法律等に基づく活動 ・専門職としての関わり ・集団生活の場 ・要支援の状態を察知しやすい
	事業者	・安全に、安心して生活できる地域環境づくり ・大人の育成活動などへの協力 ・従業員の子育てへの配慮
	市行政	・子どもに関する施策の策定・実施 ・それぞれの役割による機能が高まるよう働きかけ ・相互連携への支援

直接関わる大人の責務

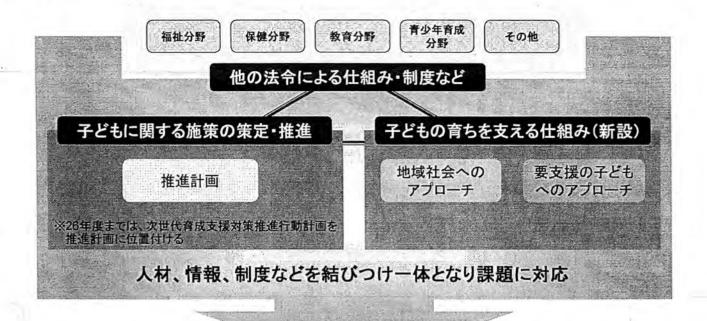
- 子どもの人格を尊重する
- 年齢や成長に応じた思いや意見を聴く
- 子どもが、学び、主体的に考え、行動するよう支える

子どもの主体性 のはぐくみ

子ども自身の努力

年齢や成長に応じて、 学び、自分で考え、行動する

子どもの育ちを支えるための具体的取組み



すべての子どもが健やかに育つ社会づくり

子どもの育ちを支える仕組み

次の仕組みを新設し、

他の法令による仕組み・制度、子どもに関する施策などと一体となって、 社会全体で子どもの育ちを支える取組みを進める

> 地域社会の子育で 機能の向上

地域主体のネットワークづくりの側面からの支援など、地域社会の子育て機能の向上につなげるための 仕組み 要支援の子どもへの支援

虐待やいじめ、不登校、非行などの 問題を抱えた子どもを関係機関な どが連携して支援する仕組み

事業展開

子育てコミュニティソーシャル ワークの実施

されてリンマンはない

スクールソーシャルワーク等の 実施

きない

8

7

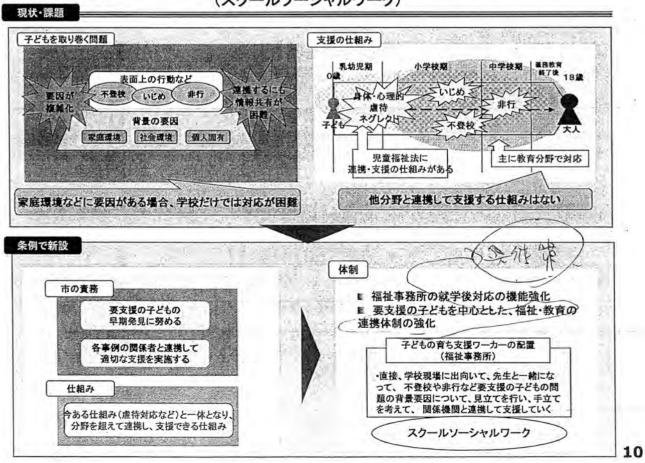
9

要支援の子どもを関連機関が連携して支援する仕組み

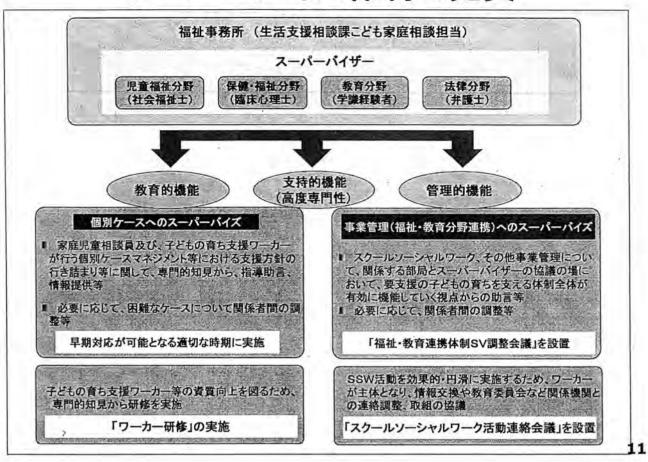
(スクールソーシャルワーク)

スクールソーシャルワークの実施

【子どもの育ち支援ワーカーの活動】



スーパーバイズ体制の充実



子どもの育ち支援ワーカーの活動

学校だけでは対応が困難な事例等に対して、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、学校文化と子どもの権利の理解のもと、福祉的な視点から子どもの背景にある生活環境等に焦点をあて、関係機関と調整・連携を図りながら、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、次の活動を必要に応じて総合的に行う。

- ①要支援の子どもが抱える問題について、福祉的な視点から のアセスメント、問題解決のプランニング、支援方針の調整、 役割分担に応じた支援実施の調整等の実施
- ②要支援の子どもと様々な社会資源をつなぎ、関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- ③要支援の子どもを支援するための学校内のチーム体制づくり支援、学校と関係機関等との連携の促進、教職員等への 福祉的視点からの助言など

子どもの育ち支援ワーカ

配置人数 6人

d1 核 (4.中) • 資格

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有 する人

・ 勤務日数及び時間 年間156日 1日6時間勤務

本市では、条例に基づき、公立・私立を問わず就学後の要支援の子どもに対して、スク ルソーシャルワーク等の業務を行う想定から、「子どもの育ち支援ワーカー」と呼びます。

方章为

活動の形態

	配置校型	派遣校型
形態	ワーカーが特定の学校に配置されて、活動をする形態	・ 学校からの要請に応じて派遣され、活動 する形態
活動 の 狙い	・ 学校生活全体の中で、個別ケースへの 対応から校内研修の計画・実施、子ど もを支援する校内チーム体制の構築ま で関わることができる。	・ 校内ケース会議等を通じて、個別ケースへの対応・支援を行う。・ 教職員等への研修を通じて、学校現場に福祉的な視点の導入を図る
特徴等	 学校にいる時間が長い。 子どもや保護者と直接関わる機会が多い。 以上の特徴から、 教職員との信頼関係も強くなり、配置校のメンバーの一員として、学校生活全体の中で、個別ケースへの対応から校内研修の計画・実施、子どもを支援する校内チーム体制の構築まで関わることが可能となる。 学校での見立てを丁寧に行い、子ども支援に活かせるような活動が行える。 ワーカーの理解や活動が定着しやすい 	 個別ケースに対して、学校からの要請に応じて学校訪問を行い、校内ケース会議等を通じて問題の見立てや手立てを支援する。 個別ケースへの対応や研修等を通じて、学校現場への福祉的視点を導入や、教職員への助言や支援を行うことが可能となる。 配置校型よりも、多くの学校に関わることができる。

13

活動の評価

- 相談状況を見ると、不登校相談と養護相談、性格行動相談の比率が高く、これらの問題の背景には、家庭環境や発達に起因するものが多い。
- ワーカーを活用し、チームで子どもを支援する校内体制を整え、 役割分担のうえ支援することで、不登校などの改善につながった事例もあるが、継続的に働きかけを行い、小さな変化を積み 重ねて改善を図るとともに、事例への対応力を高めるといった長期的な取組が必要である。
- ・制度理解のうえ活用した学校からは、活動要請が増えていることから、制度への評価は非常に高い。

学校だけで対応が困難な事例に対して、スクールソーシャルワークへの 期待が高まっている。

15

これまでの活動で教職員からいただいた声

- 担任や管理職だけでは対応しきれないことを専門的な立場で支援助言してもらい、不登校や家庭に問題をかかえている児童や保護者への援助ができた。
- 様々な学校外の機関との連携がより一層取れるようになった。 家庭環境に問題を持っている児童への担任の指導や取り組み がしやすくなった。
- ケース会議にいろいろな関係機関の方が参加して協議していることが分かった。困難生徒の対応で、いろいろな機関の方に協力してもらえることが分かり心強い。

教職員がスクールソーシャルワークを通じて

子どもや家庭に向けた効果的な支援に向けた役割と取組等の認識を深める。

学校教育の視点と社会福祉の視点の双方から問題を捉え、解決していく。

現状の課題

- すべての学校で要支援の子どもの支援活動を行い、 初期段階での対応や学校の対応力につなげること。
- ・ 未然防止の観点から、潜在的に支援を必要とする 子どもへの初期段階での対応や学校の対応力の向 上等を主眼とする事業本来の成果を出すこと。

教育委員会とも連携して、学校に一層の周知を図っていくことが必要

スクールソーシャルワーク活動の一層の充実が必要

今後の事業の取組

福祉事務所に子どもの育ち支援ワーカーが配置されているメリットを活かし、 より機能的に取り組む。

要支援の子どもの就学前から就学後にかけての途切れのない支援の実施のためには、教育・福祉・保健分野の円滑な連携が必要

学校現場への福祉の視点の導入、学校内の支援体制づくりのサポートに重 点を置いて取り組む。

問題が重症化しないように、未然防止・予防の観点に留意した取組

就学前から小中連携につながる視点から、関係する小中学校のみならず、必要に応じて保健センターや保育所、幼稚園等との連携など、より機能的な取組

- 教育委員会との一層の連携強化を図り、要支援の子どもの支援体制作りを サポートする取組を進める。
- 活動発表研修等を通して、積極的に活動している学校の取組やワーカーの 活動の周知を進める。

17

【参考資料②】

文部科学省 平成26年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集(抜粋)

尼崎市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について(平成26年度)

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

就学後の子どもが抱える問題への支援機能を強化する視点から福祉事務所の体制を整備し、いじめ、不登校、非行など、 就学後の要支援の子どもを早期に発見し、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、学校現 場の指導に加え、福祉現場からの視点を導入することで要支援の子どもへの学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の 社会資源とのネットワークの構築などを図る。

(2) 配置計画上の工夫

本市では平成21年12月に制定した「子どもの育ち支援条例」を根拠に、福祉事務所にワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に体制を整備したことで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられる傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、学校現場との調整について、教育委員会を窓口とし活用をすすめるとともに、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉現場の視点を持って問題のアセスメントを行うとともに家庭児童相談室等の関係機関との調整を行う点では、効率的な運営体制となっている。スクールソーシャルワークの活動形態は、「配置校型」と「派遣校型」を併用して実施している。

(3)配置人数・資格・勤務形態

子どもの育ち支援ワーカー(ソーシャルワーカー) 6名

(資格) 社会福祉士、精神保健福祉士

(勤務形態) 年間156日 1日6時間勤務 (一月当り平均13日、一週当り概ね3日勤務)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

尼崎市スクールソーシャルワーク実施要領を制定し、活動実施の指針としている。市立小中学校へは、校長会での説明や 通知文「スクールソーシャルワーク活用に係る活用実施計画書の提出について」を教育委員会と連名で発出し、活動形態や 狙い等について周知し、活用を呼びかけている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

子どもの育ち支援ワーカー、福祉事務所、教育委員会、こども青少年局関係職員、学校教職員他

(2) 研修回数 (頻度)

SSW研修会 5回

(3) 研修内容

4月21日 スクールソーシャルワーク活動の進め方

7月29日 スクールソーシャルワークにおける基本的な視点 (第1回)

8月 7日 スクールソーシャルワークにおける基本的な視点 (第2回)

3月 4日 少年事件の知識と対応について (教員参加)

3月 4日 いじめ防止対策推進法と SSW の役割 (教員参加)

(4) 特に効果のあった研修内容

児童福祉分野、保健分野、教育分野、法曹分野の4名のスーパーバイザーから、各専門分野の研修を実施している。上 記のうち 2 回については、スクールソーシャルワーク活動の一環として、学校で起こる様々な事象に対する対応力の向上 と、教員に対するスクールソーシャルワーク活動の周知を目的として、教員にも参加を呼びかけて実施した。

- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
 - 〇 S V の設置:有り
 - 活用方法:福祉・教育連携体制SV調整会議を実施し、SVから事業の運用改善や進行管理について指導助言を受けている。また、支援に行き詰る事例やワーカーに対する研修等で助言指導等を受けている。
- (6)課題

活動に即した効果的な研修テーマの設定及び研修等の日程の調整

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例

対人関係と学習面での苦手意識があり、友達関係の躓きから不登校になった中1年女子生徒。もはや教室での居場所がなく、適応指導教室へ行くことや教育相談のカウンセリングを受ける日々。母は学校から見捨てられ感が強く、やがて継続はできなくなった。学校からの SSW の要請により、SSW と学校の協働により支援にあたっての目標・支援のプラン・役割分担を明確にした。ワーカーは母の気持ちに寄り添いながら話を聴き、母と担任の関係を繋ぎ直し、担任は、クラスメイトとの関係づくりのために生徒同士の連絡ノートを提案、また市教委と訪問指導員との調整により別室登校の準備をした。こうした支援の結果、別室登校や教室に入れる教科は徐々に増え、クラスメイトとの関係も改善、母と学校との信頼関係が少しずつでき学校への不満が軽減した。校内に相談できる教員が増えたことから親子ともに、SOS を出せる環境になった。また、このことが不登校事例への校内体制のひとつとして別室登校の前例ができた。

【事例2】発達障害等の対応のための活用事例

発達障害と愛着障害の影響から、暴言、大声で喚く、突き飛ばす、蹴る、窓から飛び降りようとする、時と場所を選ばず衝動的 に行動する小5男子生徒。集団行動や授業を受けることに困難さがあり指導を受けることで、自尊心の低さ、被害感情にも繋がっ にいた。クラス運営にも支障を来たしていたためワーカーは、養護教諭やクラブ顧問、担任などからの情報を整理、アセスメント を通し、本児との関わり方を教員等と一緒に考えていく校内チームを作って支援に取り組んだ。また、関係機関にも声かけをして 連携ケース会議を定期的に実施した。具体的なプランとしては、学校とSSWは、本児の思いを聞き取り、自己肯定感を高めるため に本児とルールを決め、学校全体で共通理解のもと支援的に関わった。保健師など関係機関からは家庭訪問等により母親と関係を 作り、役割分担し協働を促進した。学校と保健・福祉部局との連携から、家庭・学校両面で支援を進め、関わりを重ねるうちに、 本児は安定していき、校内での暴力を伴う問題行動の頻度が減少し、大きな問題にならず学校生活が送れるようになった。支援人 材と協働することの有用性を実感した一例である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校からの相談には、不登校、問題行動のうち家庭環境や発達に起因するものなどの事例が多く、これらの問題についてスクールソーシャルワークへの期待は高い。子どもの育ち支援ワーカーを活用し、子どもをチームで支援する校内体制を整え、役割分担のうえ支援することで、不登校などの改善につながった事例もあるが、継続的に働きかけを行い、小さな変化を積み重ねて改善を図るとともに、事例への対応力を高めるといった長期的な取組が必要となる場合もある。こうした取り組みを進める中で、新たに子どもの育ち支援ワーカーの活用を希望する学校も増えてきた。

- ・活動学校数 小学校 20校/42校 相談ケース数 76件中学校 10校/19校 相談ケース数 126件
- ・校内ケース会議 221 回 ・連携ケース会議 52 回 ・他機関との連携活動 439 回

(2) 今後の課題

平成26年度からはワーカーを3人から6人に増員し、全小中学校を対象に支援できる体制をつくり、学校内の支援体制 づくりをサポートする取組を進めている。今後も支援を必要とする子どもへの初期段階対応や学校の対応力の向上等、未然 防止の観点から、子どもの集団生活の環境を改善することを主眼とする事業本来の成果を出していきたい。一方、学校内の 管理職の異動などで、制度理解が薄れていくもの現状であるため、適宜、学校へ制度理解の研修など実施し、制度に対する 学校現場の理解を高めていきたい。

○尼崎市子どもの育ち支援条例

平成21年12月18日 条例第41号

改正 平成25年3月7日条例第18号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 大人の役割等(第4条-第8条)

第3章 子どもの主体性のはぐくみ (第9条・第10条)

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進(第11条・第12条)

第5章 子どもの育ちを支える仕組み (第13条-第17条)

第6章 雑則(第18条—第20条)

付則

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にする心、他者を尊重する心、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならず、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合って、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。

私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、 すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支え

ることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 子ども 市内に居住する者、子ども施設に在籍する者又は市内に勤務場所を有する者で、その出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (2) 子どもの人権 児童の権利に関する条約において児童の権利として定めるものをいう。
 - (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(子どもを除く。)又はこれらの 者を構成員とする法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。
- (5) 子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は市内に存するものをいう。
 - (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。
 - (7) 関係機関 子どもの育ちに関する行政機関、医療機関等で、市及び子ども施設以外のものをいう。
- (8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態若しくは非行その他の問題行動を行っている状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

(基本理念)

- 第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。
 - (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (2) 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、 育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動して いく力がはぐくまれること。
 - (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。

(4) 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

第2章 大人の役割等

(保護者の役割)

- 第4条 保護者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの育ちを支える第一義的な責任があること及び家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを自覚して、家族とともに次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。
 - (1) 子どもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりを行うこと。
 - (2) 乳幼児期から、子どもの人格を尊重し、子どもと向き合うこと。
- (3) 子どもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

(地域住民の役割)

- 第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人間性をはぐくむ場であること並びに地域社会に家庭における子育てを補完する機能があることを認識して、相互につながりを深めるとともに、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。
- (1) 地域社会での子どもの生活上の安全に配慮するなどの子どもが安心して生活することができるための地域環境づくりを行うこと。
 - (2) 子どもが他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者に対する知識の提供、交流の機会づくり等の支援を行うこと。

(子ども施設の役割)

- 第6条 子ども施設は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。
- (1) 子どもが考える力、創造力等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (2) 子どもが、集団生活における他者とのかかわりを通じて他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
 - (3) 要支援の状態にある子ども(以下「要支援の子ども」という。)の早期発見及びその支援を行うこと。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもの育成に関して保護者、地域住民又は子ども施設が行う活動及び市が行う事業並びに 第10条に規定する子どもの主体的活動に協力すること。
- (2) 地域住民が第5条第1号に掲げる役割を果たすことに協力すること。
- (3) 自己の従業員が保護者であるときは、第4条各号に掲げる保護者の役割を認識し、当該従業員がその子どもとのかかわりを深めることができるように配慮すること。

(市の責務)

- 第8条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる責務を有する。
- (1) 子どもに関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野 において総合的に取り組むとともに、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連 携すること。
 - (2) 保護者、地域住民、子ども施設及び事業者がそれぞれ第4条各号、第5条各号、第6条各号 及び前条各号に掲げる役割を果たすことができるように働き掛けを行うこと。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関がそれぞれ又は相互に連携を図ることができるように支援を行うこと。
- (4) この条例の趣旨について市民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずること。

第3章 子どもの主体性のはぐくみ

(子どもの主体性のはぐくみ)

- 第9条 子どもは、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次の各号に掲げる事項について、その年齢及び成長に応じ、学ぶこと及び主体的に考え、行動することに努めなければならない。
 - (1) 他者を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 社会生活上の決まりを守ること。
 - (3) 他者とのかかわりを大切にする中で、主体的に生きていく力を高めること。
- 2 大人は、子どもの人格を尊重し、その年齢及び成長に応じた意見等を聴くとともに、子どもが社 会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支えなければならない。

(子どもの主体的活動への支援)

第10条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市は、子どもの社会的な自立に資するため、 他者とかかわり合える機会をつくるよう努めるとともに、子どもの社会参加並びにスポーツ活動、 文化活動等に関する子どもの自主的な企画及び運営による活動(以下これらを「子どもの主体的活動」という。)への支援に努めなければならない。

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進

(子どもに関する施策の策定及び推進)

第11条 市は、次の各号に掲げる事項に係る子どもに関する施策を策定し、これを推進するものと

する。

- (1) 子どもの健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境づくり及び子どもの豊かな心をはぐくむ教育 環境づくりに関すること。
 - (3) 子ども同士のかかわり合い及び子どもの多様な体験の機会づくりに関すること。
- (4) 子どもの主体的活動の機会づくりに関すること。
 - (5) 子育て家庭に対する子育でに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための環境づくりに関すること。 (推進計画等)
- 第12条 市長は、前条の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。
 - 2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。
 - 5 市は、推進計画に基づく子どもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。
 - 6 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じて子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

(平25条例18·一部改正)

第5章 子どもの育ちを支える仕組み

(地域社会の子育て機能の向上)

- 第13条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び市は、基本理念にのっとり、それ ぞれ又は相互のつながりを深めて、地域社会の子育て機能が向上するよう努めなければならない。
- 2 市は、地域社会の子育て機能の向上に資するため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 保護者及び地域住民が子どもの育ちを支えるための主体的な取組並びに自主的な企画及び運営による活動を行うことの奨励及び促進に関すること。
- (2) 子ども、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関による子どもの育ちを支えるための主体的なつながりの形成及び拡充並びにその継続への支援に関すること。
- 3 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関は、前項第2号に掲げる事項について市が 講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(要支援の子どもへの支援等)

第14条 市は、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携し、要支援の子どもの

早期発見に努めるとともに、要支援の子どもを認知したときは、当該要支援の子どもが置かれている家庭生活、集団生活等における環境をその最善の利益となるように改善するため、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び要支援の子どもの支援について識見を有する者のうちから市長が指定する者(以下「支援関係者」という。)と連携したうえで、様々な社会資源を活用して、当該要支援の子どもに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令に要支援の子どもの支援に関する規定がある場合は、当該法令の定めるところによる。

- 2 市は、前項本文の規定による支援の実施に当たっては、当該支援に係る要支援の子ども及び支援 関係者の意見等から福祉、保健、教育その他の関連分野に係る総合的な視点に立って当該要支援の 状態となった要因を把握したうえで、支援関係者及び市による当該要支援の子どもに対する支援に 係る方針(以下「支援方針」という。)を決定するものとする。
- 3 支援関係者(子ども施設のうち市が設置するものを除く。)は、支援方針に基づき、要支援の子 どもに対する支援を行うよう努めなければならない。
- 4 市は、第1項本文の規定による支援を適切に行うため、支援方針の決定、当該支援方針に基づく 市及び各支援関係者の役割の分担その他当該支援方針に基づく支援の実施に関し、支援関係者と必要な調整を行うことができる。

(支援関係者に対する協力要請等)

- 第15条 市は、前条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、支援関係者に対して、当該支援 に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。
- 2 支援関係者のうち、子ども施設及び関係機関は、前項の規定による協力の求めがあったときは、 これに応じなければならない。
- 3 支援関係者のうち、保護者、地域住民及び事業者は、第1項の規定による協力の求めがあったと きは、これに応じるよう努めなければならない。

(支援に係る協議等)

- 第16条 市及び支援関係者は、第14条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるときは、相互に当該支援を行うために必要な協議(以下「支援に係る協議」という。)を 求め、当該支援に必要な情報の交換を行うことができる。
 - 2 市の職員若しくは支援関係者(法人等にあっては役員又は職員、子ども施設にあってはその職員) 又はこれらの職若しくは地位にあった者は、正当な理由なく、支援に係る協議において知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(体制の整備等)

- 第17条 市は、第13条第2項の規定により講ずる措置及び第14条第1項本文の規定による支援 を効果的に実施するための体制を整備するものとする。
- 2 市は、第13条から前条まで(第14条第1項ただし書を除く。)の規定に基づく子どもの育ち

を支える仕組み(以下「この条例による子どもの育ちを支える仕組み」という。)及び同項ただし 書の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組みの一体的な運用に努めるものとする。

第6章 雑則

(調査研究)

第18条 市は、第11条の規定による子どもに関する施策の策定及び推進並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みの運用等に必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、第11条の規定により子どもに関する施策を策定し、及び推進し、並びにこの条例 による子どもの育ちを支える仕組みを運用するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成22年4月1日から施行する。 付 則 (平成25年3月7日条例第18号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

郡山市議会 公明党 視察研修次第

日 時 平成28年4月20日 (水) 午後1時30分から 会 場 山村都市交流センターささま

1 開 会

2 挨 拶

- 3 視察事項
 - ・廃校を利用した都市住民等との交流事業について

4 閉 会

〈平成27年2月改訂〉

■宿泊施設利用料

利用区分	定員	単位	宿泊者の区分	利用料(円)
	8.	1室当たり 1夜につき	中学生等の団体	1,720
宿泊室			高校生の団体	3,450
	1.0		その他の者	6,040
和室(小)		1室当たり 1夜につき	中学生等の団体	1,290
	64		高校生の団体	2,590
	100		その他の者	4,530
和室(大) 12		canno i	中学生等の団体	2,590
	12人	1室当たり 1夜につき	高校生の団体	5,180
	1000		その他の者	9,070

阳帝設備利用科				
利用区分	寝具			
単位	1式、1人当たり 1夜につき			
利用料(円)	310			
利用料(円)	1 2 6			

- ●利用時間/宿泊を始める日の午後3時から退出する日の午前9時まで。
- ⑥宿泊室等利用料には、宿泊者の浴室の利用料を含みます。
- 3歳以下の者は、この表に規定する定員に含めないものとします。
- 「児童又は生徒の団体」とは、8人以上の児童又は生徒(小学校、中学校又は高等学校に在学する者(これらの者に準する者として市長が認める者を含む。)をいう。)をもって組織 する団体をいい、「一般の宿泊者」とは、児童又は生徒の団体に属さない者をいいます。

■集会施設等利用料(利用時間/午前9時から午後9時まで)

研修室等利用料

和室(大) 12人

宿泊室

体育館

0.000	1000	使	用時間及び	目時間及び利用料(円)			単位
elmiz ()		午前	午後	夜間	全日	利用区分	1式
利用区分 定員	ÆÆ	9:00~	13:00~	18:00~ 21:00	9:00~ 21:00	調理室	1回につき
TT 120 000	nofi.		237.20		N. D. Sandari	1	1人当たり
研修室	80%	1,610	2,160	2,160	5,930	浴室	1回につき
会議室	24人	640	860	860	2,360		IMICAL
音楽室	24人	430	530	530	1,490	多目的広場 照明設備	「回につき
和室(小)	6人	310	430	430	1,170		火曜日

860

430

360

430

360

860 2,360 休館日 1,170 1,080

附帯設備利用料

「回につき ・毎週火曜日 (休日の場合は、その通後の休日以外の日) ・12月29日~翌年1月3日 ・申し込みは、利用する日が属する月 の6ヵ月前の1日から申し受けます。

利用料(円)

300 (児童・生徒/

380

150)

圖体験プログラム料金

8)

プログラム名	時期	料金(円)
ビザ作り体験	通年(1セット5枚)	5,000~
ほう菜餅作り体験	6月~9月	1,000
川遊び体験	6月~9月	別途相談
ヤマメのつかみ取り	7月~9月	1,500~
蕎麦打ち体験	10月~3月	1,500~
竹飯体験	11月~3月	1,500~
竹細工体験	通年	2,000~2,500

640

310

360

- ●各体験とも概ね3人以上の参 加、1人当たりの料金です。
- ●体験の内容は、変更する場合 があります。 ●各体験ともご予約が必要です。
- ●その他の体験もあります。 こ相談ください。

■お食事のご案内

地元への注文(交流センターで斡旋します。)

メニュー	単位	料金(円)	
朝食	お一人様	550~	
昼食	お一人様	800~	
夕 食	お一人様	1,000~	
おむすび弁当	お一人様	550~	
バイキング	お一人様 (20名~)	2,000	

- ●要予約(1週間前まで)
- ●その他メニュー 追加料理に ついてもご相談に応じます。
- ●自炊(厨房利用)、持ち込みも可 能です。

バーベキュー

バーベキューセット	単位	料金 (円)
コンロ・鉄板・網	1セット	1,000

- ●薪・炭も販売いたします。
- ●食材は各自ご用意ください。



和室(大)

体育館



Email:koryu-c-sasama@cy.tnc.ne.jp









清流笹間川やその周辺を 丸ごと体験



笹間川でつかみ取り。 塩焼きもできます。



そば打ちを体験します。自分で 打ったそばを食べる事ができます。



竹の容器で炊いた食事作り体験。 その味は絶品です。



調理室でトッピングし、 専用のビザ窯で焼き上げます。



竹とんぼやマイ箸、竹茶碗等の 作成体験。作品は持ち帰れます。 スポーツ&文化合宿、 企業研修、クラス会、 親睦会、ファミリーまで さまざまな団体の 宿泊が可能です。

スポーツ&



学校のクラブ活動や地域の少年 団などを対象とした、スポーツ& 文化合宿に最適な環境を整えて います。グランドにはナイター設備 も完備しています。

研修会



で、集中して研修会やセミナーが 開催できます。企業研修や社員教 育など人材育成の場としてもご活 用ください。



仲間内での親睦会、クラス会、町 内会など個人的なご利用も大歓 迎。もちろんご家族でも。日頃で きない体験を通して心の絆を深め ましょう。

名古屋市



なごや健康都市宣言

名古屋市健康福祉局 健康部主幹(がん対策・食育推進等)

田嶌 仁美

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL 052-972-3078 FAX 052-972-4152 E-mail

みんなでいきいき なごや健康体操



愛知県重症心身障害児(者)を守る会会長 社会福祉法人 むつみ福祉会 副理事長





名古屋市重症心身障害児者施設

(指定管理者) 社会福祉法人 むつみ福祉会

むつみ福祉会 副理事長

総括管理責任者



〒462-0057 名古屋市北区平手町1丁目1-5 TEL 052-916-0333 FAX 052-916-0338 PHS e-mail:



名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや

[指定管理者] 社会福祉法人 むつみ福祉会

社会福祉士

事務部長



〒462-0057 名古屋市北区平手町1丁目1-5 TEL 052-916-0333 FAX 052-916-0338 PHS e-mail:

意識のバリアフリー 行動宣言

名古屋市健康福祉局障害福祉部 障害者支援課長

服部 具宏

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL052-972-2557 FAX052-972-4149





あまがさき

尼崎市福祉事務所 生活支援相談課長

上野

社会福祉士

Amagasaki 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 **尼崎市** TEL 06-6489-6935 FAX 06-6489-6362 E-mail:

尼崎市健康福祉局福祉事務所 生活支援相談課 こども家庭相談担当

恵子 梅原 係長

> 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 TEL (06) 6489-6921 (06) 6489-6362 FAX

E-mail:

豊かな自然 清流とホタルとのふれあいの里 宿泊体験施設 島田市山村都市交流センターささま

館長



〒428-0211 静岡県島田市川根町笹間上394番地 TEL·FAX 0547-54-0661 E-mail:koryu-c-sasama@cy.tnc.ne.jp



島田髷まつり (9月)

島田市は新市誕生10周年

島田市教育委員会 教育部 社会教育課 社会教育係

宮脇 克義 主查

T428-8650 静岡県島田市金谷代官町3400番地 TEL (0547) 46-5625 FAX (0547) 46-5302 Email





トーマスお掃除

静岡県島田市教育委員会 教育部社会教育課長

降

〒428-8650 静岡県島田市金谷代官町 3400 TEL 0547-46-5625 FAX 0547-46-5302 こどもわくワークで

Mail:

URL: http://www.shimada.ed.jp

政務調査報告書(平成28年4月18日(月)

4月18日(月)名古屋市重症心身障害児施設ティンクルなごや視察

今回、郡山市においても、重症心身障害者を抱える年配の方からご相談をいただき、高齢者が単独で重症心身障害者を抱えて生活している場合、将来の不安を感じているケースが結構あるため、先進事例を学びたいと思い、視察させていただいた。

名古屋市においては、小児・周産期医療とがん医療ができる名古屋市立西部 医療センター(500 床)を平成23年5月1日に開院。当医療センターは名古屋 市立大学病院の分院として昭和11年8月に病床数35床にて開設され、その後 旧名古屋市立城北病院と改称して独立。その後、未熟児病棟を増設し、地域周 産期母子医療センターの認定を受け、小児科の二次救急を開始し、さらに、「赤 ちゃんにやさしい病院」の認定を受け、平成23年に現在地に西部医療センター を新しく開院。

そして、西部医療センターに隣接して医療型障害児入所施設として重症心身障害児者施設を平成 28 年 4 月に新設し、平成 27 年 4 月 1 日~平成 37 年 3 月 31 日までを指定期間として社会福祉法人むつみ福祉会が指定管理者となり管理運営をスタート。設置者は名古屋市で、定員は 90 名収容可能。

職員体制は、医師(常勤2名、非常勤7名)、看護師(常勤49名)、生活支援員(常勤34名)、栄養士(常勤1名、非常勤1名)、薬剤師(常勤2名) PT等のリハビリスタッフ(常勤4名)、事務員(常勤7名、非常勤1名)等となっている。

施設内容は、1階に管理室、相談室、調理室、多目的室、交流ホール、家族 交流室、ボランティア室、歯科医療センター、2階に居室(1床室6室、2床 室4室、4床室4室)、浴室、デイルーム、診察室、薬剤室、X線撮影室、訓練 室、スヌーズレン室、学校教室、家族宿泊室等、3階には居室(1床室12室、 2床室8室、4床室8室)、浴室、デイルーム等となっている。

敷地面積は、約 47,380 ㎡のうち約 690 ㎡で鉄筋コンクリート造 3 階建て、延 床面積は、7026.13 ㎡。

また、事業費は、設計費 47,586,000 円、整備費は。2,714,108,593 円となっている。

入所対象は、市内在住、または名古屋市が入所決定をして市外施設に入所している方で、医療的ケアに加え常時の介護を必要とするなど、在宅での生活が 困難な重症心身障害児者としている。

なお、重症心身障害児者とは、①当市の愛護手帳が1度または2度で、かつ 身体障害者手帳の肢体不自由(下肢、体幹または脳原性による移動機能障害) の程度が1級または2級の方。②児童相談所から重症心身障害児者として認定 を受けた方。とされている。

施設内を職員の方々にご案内をしていただき、見学致しました。特に、1・2階の廊下壁面には名古屋市立大学芸術工学部鈴木研究室によるホスピタルアートが描かれており、目を引いた。

さらに、目の前の屋外には、ウエルネスガーデンという名称で公園的な施設があり、ウォーキングコースや体力測定器具も設置されており、市の健康増進課で主催する「健康づくり講座」などでも当ガーデンを利用しているとのこと。

また、居室をはじめデイルーム、機能訓練室はもとより、入浴室にもリフトが整備されており、職員にとっても入所者にとっても大変に、利便性が高く、安全に運用されている状況を伺えた。

入所者の年齢も、赤ちゃんから60歳以上の方々まで受け入れられており、 当初、ショートステイにも50名もの申し込みがあり、需要が多いことも分かった。当施設の隣には、上述の通り医療センターがあり、医療度の高い方もいることから連携できる状況にあり、大変、機能性が高い施設であると感じた。

本市においても、今後、このような施設が必要と思われることから、提案をしていきたいと思った。

郡山市議会公明党行政視察報告書

視察先自治体:兵庫県尼崎市

視察内容 :子ども家庭相談支援体制整備事業 (スクールソーシャルワーカーについて)

視察日時 : 平成 28 年 4 月 19 日(火) 15:30~16:30

参加者:郡山市議会 田川正治議員 伹野光夫議員 山根悟

尼崎市 健康福祉局福祉事務所生活支援相談課長 上野裕司 様(社会福祉士)

健康福祉局福祉事務所生活支援相談課 梅原恵子 様 (こども家庭相談担当)

取り組み内容

・尼崎市子どもの育ち支援条例(平成 21 年 12 月 18 日公布・施行) H16 年 11 月に子どもの権利条約の同意を受けて尼崎市長(当時)が条例を制定を提案 背景として

中学校の不登校率が高い(全国平均の倍に当たる約4%)

福祉的ケアが必要な家庭の増加、虐待相談件数の増加

家庭や社会の要因が複雑に絡んでいる事例が増加

同じ事例においても各分野、機関がバラバラに対応

都市化が進み、地域活動への参加が減り、地域の子育て機能が低下

制定に当たって

外部検討委員会、庁内検討会議を設置

検討委員会の意見書:制定に向けて、理念条例とならないように実行性が求められた

- + スクールソーシャルワーカー (子どもの育ち支援ワーカー) の配置 尼崎市においては条例に基づき公立、私立を問わず就学後の要支援の子どもに対して業務を行う 想定から、『子どもの育ち支援ワーカー』と呼んでいる。
- 要支援の子どもの早期発見につながるように条例を整備
- ・子どもを取り巻く環境を推察するために、学校で月に1回ケース会議を実施
- + ケース会議から地域での様子や家庭内の状況を推察し手立てを考え関係機関と共に支援する
- ・本年度もワーカーの増員をして対応している

現状の課題点

- ・スクールソーシャルワーカーの雇用形態が嘱託職員のため、限られた時間の中でしか動けない
- + 制度を活用した学校からは、活動要請が増加傾向となっている
- ・すべての学校で要支援の子どもの支援活動を行い、初期段階での対応や学校の対応力をつけること (未然予防の観点から潜在的に支援を必要とする子どもへの初期段階での対応)
- ⇒事業本来の目的

対策

- ・教育委員会とも連携し、学校に一層の周知を図っていくことが必要
- ・スクールソーシャルワーク活動の一層の充実が必要

感想

子どもを取り巻く環境が複雑になる中で、学校での状況や家庭環境を総合的に考えての対応力が 素晴らしいと感じた。郡山市での取り組みの事例との違いを調査し、今後の市内の子どもたちを 活き活きと育てられる環境の充実に今回の視察を役立てていきたいと思う。

行政調査報告

調査項目 廃校を活用した都市住民等との交流事業について

日 時 平成 28 年 4 月 20 日

場 所 山村都市交流センターささま (静岡県島田市川根町笹間)

参加議員 田川正治 伹野光夫 山根悟

《経緯》

平成18年度で廃校になった旧笹間小学校(旧川根町)を改修し、平成21年4月に宿泊施設として「山村都市交流センターささま」を開設。

この施設では、笹間地区の豊かな自然を生かしてさまざまな生活体験学習や スポーツ・文化などの活動の場として活用。

《施設規模》

敷地面積/9,390.20 平方メートル 延床面積/1109,09 平方メートル ・宿泊棟/1,006.88 平方メートル ・浴室棟/102.21 平方メートル 構造/鉄筋コンクリート造・2 階建一部平屋建 定員/80名

施設内容/宿泊室:洋室(定員8名)7室、和室(定員6名)2室 男女浴室、食堂、調理室(自炊用)、研修室、会議室、和室(大) 体育館、音楽室、多目的広場(夜間照明施設あり)

《取り組み》

年間入込客数は、平成 16~18 年度 642 人 平成 20~22 年度)の入込客数は 6,082 人となり、その後、同人数規模を維持している。2年に一度、国際陶器フェスティバルを開催すっるなど、集客に様々な取り組みをしている。 なお、入込客が夏季に多く冬季に少ないという課題がある。

《事業効果》

宿泊体験交流の活動拠点が整備されたことにより、短期の交流から長期の交流が可能となり、農山村の魅力を十分にPRできるようになったことにより、交流人口の拡大が図られ、笹間地区の活性化が図られた。

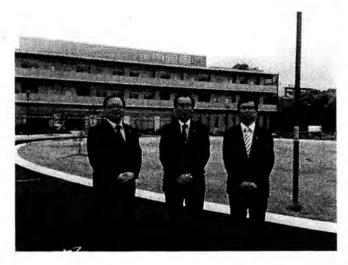
また、廃校舎の改修による施設整備という点においても、既存施設が有効活用

されるだけでなく、地域住民が一体となり地区の中心的存在あった小学校の再 利用による地域活性化の取り組みが行われるなど、社会的に意味ある事業となっている。

《感想》

本市においても今後、小学校の統廃合により廃校後の校舎の利活用は、公有資産の利活用という側面はもとより、高齢化人口減少する地域の活性化という側面も重要と考える。

人を呼び込む施設にすることは、運営面や企画力が必要であるが、この施設は、地元出身の元県職員の方が中心となり企画運営がなされ、事業が成功していると感じた。



名古屋市重症心身障害児者施設 ティンクルなごや



島田市山村都市交流センター



島田市山村都市交流センター